2012 年 2 月 10 日

内閣府大臣　消費者及び食品安全担当　松原仁様
内閣府副大臣　消費者及び食品安全担当　後藤　斎様
内閣府大臣政務官　消費者及び食品安全担当　郡　和子様

食品表示を考える市民ネットワーク

食品表示法制定への要望書

日頃より消費者の権利を守り育てるために、尽力されていることに敬意を表します。
食品表示を考える市民ネットワークは、2011 年 9 月に消費者庁に設置された食品表示一元化検討会で、2012 年度中の法案提出をめざし議論されている「食品表示法」の策定に向けて、要望書を提出します。

私たち「食品表示を考える市民ネットワーク」は、食品表示一元化検討会において議論される「食品表示法」策定に向け、食の安全について広く消費者の意見を集め、消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO食品安全グローバルネットワーク／生活クラブ事業連合生活協同組合連合会／グリーンコープ共同体／株式会社大地を守る会／特定非営利活動法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。各団体の構成員を含めると全国の会員数は 100 万人に及んでおります。

これまで、消費者庁長官ならびに食品表示一元化検討会座長宛に、「消費者庁が進める食品表示一元化に関する「食品表示一元化検討会」の議論の進め方」（2012 年 1 月）を提出しました。
今後、食品表示一元化検討会では中間とりまとめが行われることになっていますが、それに先立ち、食品表示を考える市民ネットワークでは次のとおり検討されることを要望します。

1.「食品表示法」の目的に、消費者の知る権利、選択の権利の保障を明記すべきです。
食品に関する表示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするため、事業者に対して消費者の食品選択に必要な情報を開示させ、かつ消費者が誤認することのないようにその内容を適正なものにさせることとし、もって消費者の権利の確保を目的とする

2.「わかりやすい表示」とは決して簡素化することではなく、食品の実態がわかることであり、正確な情報が提供されることです。
消費者の権利を保障するためには、誰にでも意味が通じる言葉を使い、意味のわかる表示にする必要があります。また、「表示できないことは広告もできない」という当たり前の制度にするべきです。

3. 表示基準作成に消費者の意見が反映されるために「申し入れ制度」を導入すべきです。
現行の表示基準作成は各省庁の審議会などで行われていますが審議委員は行政の指定した消費者・事業者団体等の代表者などに限られ、消費者の意見が充分反映されているとはいえません。家庭用品品質表示法 10 条の主務大臣への申し出、JAS法 21 条の申し出制度などを参考に、消費者の申し入れ制度を導入する。

4. 実行可能性について、韓国の表示制度を参考にしてください。
消費者の要望と実行可能性は常に課題となり議論されます。韓国の表示制度の原料原産地表示の部分を参考に実行可能性についての議論を進めて下さい。

以上

【本件に関する連絡先】特定非営利活動法人日本消費者連盟
東京都新宿区西早稲田1-9-19-207　TEL03－5155－4756、fax03－5155－4767

2012 年 2 月　10 日

消費者庁長官　福嶋浩彦様

食品表示法制定への要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

日頃より消費者の権利を守り育てるために、尽力されていることに敬意を表します。
食品表示を考える市民ネットワークは、2011 年 9 月に消費者庁に設置された食品表示一元化検討会で 2012 年度中の法案提出をめざし、議論されている「食品表示法」策定に向けて、消費者庁長官との面談を申し入れます。

私たち「食品表示を考える市民ネットワーク」は、食品表示一元化検討会において議論される「食品表示法」策定に向けて、食の安全に広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO食品安全グローバルネットワーク／生活クラブ事業連合生活協同組合連合会／グリーンコープ共同体／株式会社大地を守る会／特定非営利活動法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。各団体の構成員を含めると全国の会員数は 100 万人に及んでおります。

これまで、消費者及び食品安全担当大臣ならびに消費者庁長官宛に、「食品表示法要綱案」（2011 年 3 月）、「食品表示法制定への提言」（2011 年 11 月）、「消費者庁が進める食品表示一元化に関する「食品表示一元化検討会」の議論の進め方」（2012 年 1 月）を提出しました。
今後、食品表示一元化検討会では中間とりまとめが行われることになっていますが、それに先立ち、食品表示を考える市民ネットワークでは次のとおりの内容で検討されることを要望いたします。

1.「食品表示法」の目的に消費者の知る権利、選択の権利の保障のためにあることを明記すべきです。

食品に関する表示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするため、事業者に対して消費者の食品選択に必要な情報を開示させ、かつ消費者が誤認することのないようにその内容を適正なものにさせることとし、もって消費者の権利の確保を目的とする

2.「わかりやすい表示」とは決して簡素化することではなく、食品の実態がわかることであり、正確な情報が提供されることです。

消費者の権利を保障するためには、誰にでも意味が通じる言葉を使い、意味のわかる表示にする必要があります。また、「表示できないことは広告もできない」という当たり前の制度にするべきです。

3. 表示基準作成に消費者の意見が反映されるために「申し入れ制度」を導入すべきです。

現行の表示基準作成は各省庁の審議会などで行われていますが審議委員は行政の指定した消費者・事業者団体等の代表者などに限られ、消費者の意見が充分反映されているとはいえません。家庭用品品質表示法 10 条の主務大臣への申し出、JAS法 21 条の申し出制度などを参考に、消費者の申し入れ制度を導入すること。

4. 実行可能性について、韓国の表示制度を参考にしてください。

消費者の要望と実行可能性は常に課題となり議論されます。韓国の表示制度を参考に実行可能性についての議論を進めて下さい。

以上

【本件に関する連絡先】特定非営利活動法人日本消費者連盟
東京都新宿区西早稲田1-9-19-207　℡03－5155－4756、fax03－5155－4767